

関市ポイ捨て等防止条例

平成9年9月30日

関市条例第42号

(目的)

第1条 この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について必要な事項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、もって清潔なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き缶等 空き缶、空きびんその他の飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物で、捨てられることによって散乱の原因となるものをいう。
- (2) ポイ捨て 空き缶等をみだりに捨てることをいう。
- (3) 飼い犬等 飼養管理されている犬及び猫をいう。
- (4) ふん害 飼い犬等のふんにより道路、公園その他公共の場所（以下「公共の場所」という。）を汚すことをいう。
- (5) 市民等 市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者をいう。
- (6) 事業者 事業活動を行うすべての者をいう。
- (7) 土地等の所有者等 市内の土地又は建物の所有者、占有者及び管理者をいう。
- (8) 飼い主 飼い犬等の所有者（所有者以外の者が飼養管理する場合は、その者を含む。）をいう。

(市民等の責務)

第3条 市民等は、家庭外で自ら生じさせた空き缶等を持ち帰り、又は回収容器（空き缶等を回収するための容器をいう。以下同じ。）に収納することにより空き缶等を散乱させないようにしなければならない。

2 市民等は、自主的に清掃活動を行う等により地域環境の美化に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第4条 空き缶等の製造、加工、販売等を行う者は、ポイ捨て防止についての市民等に対する意識の啓発及び再資源化について必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、事業所及びその周辺その他事業活動を行う地域において清掃活動に努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(所有者等の責務)

第5条 土地等の所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する土地の清掃を行う等により空き缶等を散乱させないように努めるとともに、市が実施するポイ捨てによる空き缶

等の散乱の防止に関する施策に協力しなければならない。

(飼い主の責務)

第6条 飼い主は、ふん害を防止し、市民の良好な生活環境が損なわれないよう努めるとともに、市が実施するふん害の防止に関する施策に協力しなければならない。

(市の責務)

第7条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止に関する必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、関係機関等と連携して行うものとする。

(ポイ捨ての禁止等)

第8条 市民等は、ポイ捨てをしてはならない。

2 自動販売機により飲料を販売する者は、規則で定めるところによりその販売する場所に回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない。

3 公共の場所において印刷物を配布した者は、その配布した場所の周辺に散乱している当該印刷物を回収しなければならない。

4 公共の場所において催しを行った者は、その行った場所に散乱している空き缶等を回収しなければならない。

(飼い主の遵守事項)

第9条 飼い主は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 飼い犬等のふんを処理するための用具を携行するなどし、飼い犬等が公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収すること。

(2) 公共の場所のうち公園等の砂場で飼い犬等にふんをさせないこと。

(指導及び助言)

第10条 市長は、市民等、事業者、土地等の所有者等及び飼い主に対し、空き缶等の散乱及びふん害を防止するうえで必要な指導及び助言を行うことができる。

(勧告及び命令)

第11条 市長は、第8条又は第9条の規定に違反した者に対し、空き缶等の散乱又はふん害を防止するための必要な措置を講ずるよう書面により勧告することができる。

2 市長は、前項の勧告を受けた者が正当な理由がなくその勧告に従わないときは、その勧告に従うべきことを書面により命ずることができる。

(良好な生活環境を確保するための市民行動の日)

第12条 市は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱及びふん害の防止について市民の関心と理解を深めるため、毎年5月30日をごみゼロの日、11月1日を清潔ないい1日と定め、環境美化並びにその啓発及び推進に努めるものとする。

(清潔なまちづくり推進指導委員)

第13条 市長は、地域における空き缶等の散乱及びふん害防止のために、関市清潔なまちづくり推進指導委員を委嘱し、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

(1) 市民等、事業者、土地等の所有者等及び飼い主に対する指導及び助言に関する事項

(2) 市民等、事業者、土地等の所有者等及び飼い主に対する啓発に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか空き缶等の散乱及びふん害防止に関し必要な事項

2 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱すること

ができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(関係法令の活用)

第14条 市長は、この条例の施行に関し、関係法規の積極的な活用を図るものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第16条 第8条の規定に違反し、第11条第2項の規定による命令に従わない者は、50,000円以下の罰金に処する。

2 第9条の規定に違反し、第11条第2項の規定による命令に従わない者は、20,000円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第17条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をした場合においては、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。ただし、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため、当該業務に対し、相当の注意及び監督が尽くされたことの証明があったときは、その法人又は人については、この限りでない。

附 則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月6日条例第21号）

この条例は、交付の日から施行する。

関市ポイ捨て等防止条例施行規則

平成9年9月30日
関市規則第29号

(趣旨)

第1条 この規則は、関市ポイ捨て等防止条例（平成9年関市条例第42号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(回収容器の設置場所等)

第2条 条例第8条第2項に規定する回収容器の設置場所は、自動販売機の設置場所から5メートル以内又は同一敷地内で、かつ、空き缶、空きびんその他の飲料を収納していた容器（以下「飲料容器」という。）を容易に回収できる場所とする。

2 条例第8条第2項に規定する回収容器は、次に掲げる要件を備えるものとする。

(1) 材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。

(2) 容積は、自動販売機1台について30リットル以上であること。

(3) 安定性があり、かつ、飲料容器の投入が容易で美観を損なわないものであること。

(勧告)

第3条 条例第11条第1項の規定による勧告は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第8条の規定に違反した者 別記様式第1号

(2) 条例第9条の規定に違反した者 別記様式第2号

(命令)

第4条 条例第11条第2項の規定による命令は、次の各号に掲げる者に対し、当該各号に定める様式により行うものとする。

(1) 条例第8条の規定に違反した者 別記様式第3号

(2) 条例第9条の規定に違反した者 別記様式第4号

(清潔なまちづくり推進指導委員)

第5条 条例第13条第1項に規定する関市清潔なまちづくり推進指導委員（以下「委員」という。）の人数は、関市自治会連合会（以下「自治連」という。）の支部ごとに若干名とする。

2 委員は、地域の環境美化に熱意を有し、奉仕的に活動できる者として自治連の支部長が推薦したもののうちから市長が委嘱するものとする。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成17年 7 月12日規則第65号）
この規則は、平成17年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年12月 1 日規則第36号）
この規則は、公布の日から施行する。

（様式省略）